（本號八面）　（明治廿五年十一月三日　郵便報知新聞　可認）　明治二十六年七月廿五日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千七百十六號　明治廿六年七月廿五日　舊暦癸巳六月十三日（癸亥）　火曜日

日出午前四時四十五分　入午後六時五十分
月出午後四時二十六分　入午後零時三十八分
滿潮午前七時　干潮午後二時四十二分

（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價運送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一ケ月　前金五拾錢○三ケ月　前金壹圓四拾五錢○六ケ月　前金貳圓八拾五錢○一ケ年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報運送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ケ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ケ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀　一ケ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ケ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ケ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一日以上	一日以上
一行五號活字廿四字詰	一月限	六月迄七月以上
一行　〃　付十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

委員組織

委員組織は近來の流行にして行政取調委員あり海軍整理委員あり是れは政府部內の始末に關するものなれども鐵道會議の如き土木會議の如き水產調査會の如き何れも委員組織に非ざるはなし部內に關するものは內內の設にして其性質等も明ならざれば姑く擱き鐵道會議以下のものを見るに所謂コンミッチーの仕組に類して其會議員は官吏議員もしくは技術家等の中より指名せられたるものなれども其權限に至りては何れも主務大臣の監督に屬し其諮詢に應ずる云々にして實際には一種の諮詢會に過ぎず英國などの所謂コンミッチーなるものに比すれば大に性質を異にするが如し抑も委員組織の必要は何れの點に在るやと云ふに法律規則の次第に整理するに隨て政府の職權は其濫用を許されざると共に次第に收縮し之が爲めに事物の一局部に就て深く利害を調査するには到て不便の事情なきを得ず又議會の權力は甚だ大なるが如くなれども本來集合の體にして多數に由りて事を決するものなれば自から細微の點にまで涉るを得ず是に於てか委員會なるものを組織して之に一種の權力を付し精密に事の利害を調査研究せしむるの必要を見るみとなり試に英國に於ける委員會の組織を見るに二種の別あり ローヤル コンミッチーと云ひデパートメンタル コンミッチーと云ふ即ち一は勅令委員會とも云ふ可く一は閣令委員會とも云ふ可きものなり扨その勅令委員會の組織は如何と云ふに勅令を以て委員を撰任するものにして其委員には政府の官吏もある可し國會の議員もある可し又は專門の學者技術家もある可し組織に於ては今の日本の委員會と格別の相違もあらざれども其權力に至りては一種特別のものにして會に於て必要と認むるときは官吏人民の區別なく何人と雖も召喚して審問するみとを得べく其召喚を受けたるものは必ず出席して審問に應ずるの義務あり例へば海軍の事に關する委員會なれば海軍大臣を始めとして其局に當る理事者は申す迄もなく或は直接に關係なきも其事に必要のものは誰れ彼れに拘はらず召喚するを得べく或は又專の必要あれば水夫火夫の如き輩をも審問するみとある可し其有樣は法廷に於て被告人を取調ふると一般にして委員なる法官は種々の審問を爲し出席者の答へたる陳述を書取らしむるみとを恰も異人の口供を取るに異ならず斯くて委員會は各種の人より各種の口供を取り一々之の口供を取調べ利害を明にして會の說を決し之を當局者に提出するみとなれば委員會の取調と云ふと雖も其實は各個人の意見陳述を締上げて一の成案と爲すものに外ならずと云ふ右の例よりして今の委員組織なるものを見れば我輩は然らざるはなし彼の所謂委員なるものは其權力の大に して隨て其調査の精密なるを知るに足る可し

右の例よりして今の委員組織なるものを見れば我輩は其何等の必要に出でたるかを解するに苦しむものなり鐵道なり土木なり其會の委員は何れも精選したるものにて何れも適當の人物なる可し然れども其權限より云へば單に當局者の諮問に應じて意見を陳述すると云ふ其意見なるものも亦單に委員二十何名の意見に過ぎず之を目して一種の諮問會と云ふも可なり果して諮問會ならば殊更らに委員組織の設も亦この趣旨に外ならず し或は事を鄭重にするには注意の上にも注意を加ふるみと肝要にして委員組織の設も亦この趣旨に外ならずと云はんか事を鄭重にするは素より大切なれども今日の如き組織にては寧ろ事を澁滯せしむるの掛念はあらざるか或は又委員組織は一種の政略にして其意味は別に存するものなりとの說もなきに非ず果して然らば眞面目に論ずるの限りに非ざれども鬼に角に現在の有樣にて委員組織の效能を見るみとは到底難かる可しと信ずるなり

官報

○勅令

服供託ノ金錢ニ利子ヲ付セサルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月二十二日

勅令第七十五號

明治二十三年勅令第百四十五號供託規則ニ依リ大藏省預金局ニ於テ保管スル供託ノ金錢ニハ明治二十六年十二月一日以後利子ヲ付セス

大藏大臣渡邊國武

○陸軍省令第十號

陸軍一年志願兵條例施行細則左ノ通改正ス

明治二十六年七月二十二日

陸軍大臣伯爵大山巖

陸軍一年志願兵條例施行細則

第一條　條例第二條ノ所謂職ヲ給スル官廳官員ノ品左ノ如シ

一　親王
二　親王妃
三　親王妃
四　親王妃
五　親王妃
六　親王妃
七　親王妃
八　親王妃
九　親王妃
十　親王妃
十一　親王妃
十二　親王妃
十三　親王妃
十四　親王妃

第二條　條例第八條ノ願書ハ附錄第一第二樣式ニ承認書ハ第三樣式ニ認

第三條　條例第八條ノ願書ハ附錄第一第二樣式ニ依リ之ヲ作ル可シ

第四條　條例第十三條ノ身體檢査若シくハ軍書ハ其成績ヲ陸軍將校生徒試驗時委員ニ通知シ條例第十條ノ人名書ニ不適其他ノ事由ヲ記註シ願書ハ檢査表ヲ添ヘ師團長ニ報告シ師團長ハ之ヲ條例第八條ノ旅團長ニ交付ス

第五條　條例第十三條ノ身體檢査ニ不合格ノ者（二十歲未滿者ヲ除ク）ノ體格檢査表ヲ本籍地ノ旅管徵兵官ニ送付ス可シ

旅團長ハ其身體檢査ニ不合格ノ者（二十歲未滿者ヲ除ク）ノ體格檢査表ヲ居住地旅管外ノ徵兵官ニ送付ス可シ

第六條　前條ノ身體檢査若シくハ軍書ハ其成績ヲ陸軍將校生徒試驗時ニ提出シ願書ハ其身體檢査ニ不合格ノ者（二十歲未滿者ヲ除ク）ノ體格檢査表ヲ本籍地ノ旅管徵兵官ニ送付ス可シ

第七條　第四條及第六條ノ身體檢査不合格ノ者ハ旅管徵兵官從來免除又ハ兵役免除ノ處分ヲ爲シ其一時徵集ニ適セサル者ハ大隊區徵兵官又ハ警備隊區徵兵官ニ通知ス可シ

第八條　旅團長ハ條例第十三條及第十四條第二項ノ檢査ニ不參セル者故障ヲ以テ第九條ノ通知ヲ爲サザル者ハ大隊區徵兵官又ハ警備隊區徵兵官ニ通知ス可シ

第九條　條例第十四條ノ一年志願兵認定證書ハ附錄第五樣式ニ官費服役者ハ第六樣式ニ依リ作ル可シ但條例第七條ニ依リ次年廻シト爲ス可キ者ハ官費服役證書ノ餘白ニ其旨ヲ記載ス可シ

第十條　旅團長ハ同兵種二隊以上アル駐屯地ニ服役セントスル者ノ願書ヲ定ムルニハ成ル可ク之ヲ各隊ニ平均ス可シ

第十一條　旅團長ハ一年志願兵認定證書ヲ付與シタル者ヲ自費服役者ト官費服役者中學生徒學者ノ所持スル者ハ師團司令部所在地歩兵隊（騎兵隊ハ騎兵隊長以下同シ）ニ下付シ又其人員ヲ師團長ニ報告スル可シ

第十二條　聯隊長ハ前條ノ一年志願兵ニシテ十二月一日ニ入隊セサル者アルトキハ其人名ヲ旅團長ニ報告ス可シ

第十三條　條例第三十一條第二項第三十四條及入隊前第三十五條ニ當ル者アルトキハ旅團長ハ其旨ヲ聯隊長ニ通知シ師團長ニ報告ス可シ但二十歲以上ノ者ニ在テハ本籍地ノ大隊區徵兵官警備隊區徵兵官ニ通知スル可シ

第十四條　一年志願兵徵募事務科科務後師團長ハ附錄第七樣式ニ依リ一年志願兵名簿ヲ作リ翌年一月十五日迄ニ陸軍大臣ニ報告ス可シ

第十五條　條例第二十一條ニ依リ軍醫生・藥劑生・獸醫生及軍吏生ヲ志願スル者アルトキハ聯隊長其願書及本業履歷書ヲ師團監督部長ニ利害ノ小異ニ關シ師團長ハ一一之ヲ師團長ニ報告ス可シ

第十六條　軍醫生・藥劑生・獸醫生ト爲レタル者ハ軍刀或ハ砲兵刀ヲ除ク外其他ノ武器ヲ帶ブルヲ得ス

第十七條　師團長ハ一年志願兵試驗科目ヲ作リ聯隊長ニ報告ス可シ

第十八條　一年志願兵試驗及第證書ハ附錄第九樣式ニ依リ各部各隊ニ於テ製ス可シ

第十九條　一年志願兵入隊前歸住其他止ムヲ得サル事故ニ依リ隊籍變更ヲ願出ル者アルトキハ旅團長之ヲ許可スルコトヲ得但所轄外ニ係ルモノハ豫メ當該旅團長ト協議スル可シ

第二十條　一年志願兵現役ヲ終ヘタル者ハ豫備役ニ編入ス

○文部省令第十號

明治二十四年文部省令第十號規則第十二條第一項ノ試驗科目ニ裁縫ヲ加フ

明治二十六年七月十二日

文部省令第十號

文部省令第十號第照

文部省令第十九號小學校令第十條ノ試驗科目ニ裁縫ヲ加フ

一月十七日ヨリ紀伊國屋ニ於テ開設ス

第十二條第一項

商業・外國語ノ一科目若クハ裁縫・法令ノ附帶シテ試驗ヲ行フ

○農商務省訓令第二十號

商業會議所條例第三條ノ會議所ヲ設立スルノ申請ヲ各市若クハ各郡參事會ニ

明治二十六年七月十二日

○郵信省告示第百九十號

來ル八月一日ヨリ紀伊國屋電信爲替事務ヲ開設ス

明治二十六年七月十二日

雜

○內閣と樞密院

現在の行政機關に著節減を行ふ方針に決して內閣は樞密院に對付き前號の欄外に記る前內閣より樞密院とその始末の略ぼ附きならんと云ふ

○豆相電氣鐵道

車鐵道の計畫を變と海人士は大に之を喜圓位にて充分ならんれば哩數の上に於て小の隧道は意外に困難殆ども呆れ果て四十萬要するみとゝなりて休息し居るよしなり

○橫濱水道擴張

水道擴張工費七十萬圓は十萬圓千七百十二圓餘は新舊工費に而關ゝ殆んど年賦に充てる方法より一定の資本に歸せらるべし

擴張費七十萬圓は本市に於て百八十萬圓は市債と募ク年賦に充てる方法を受けたき事

○神道本局の經

六管長を相手取り年金東京地方裁判所に提訴

正誤

本月十二日逓信省告示第百八

時事新報は廣告料前金なり